

穴水町復興公営住宅設計標準

令和8年5月

穴水町
(第1.2版)

※1.1からの変更は下線で示す

目次

第1章 総則	3
1.1 目的	3
1.2 適用範囲	3
1.3 基本方針	3
1.4 適用基準	3
1.5 留意事項	3
1.6 併存施設への適用	4
第2章 配置計画	4
2.1 住棟及び付帯施設等の配置	4
第3章 住棟計画	5
3.1 基本的事項	5
3.2 復興公営住宅の性能	7
3.3 建築（共用部分）	10
3.4 建築（専用部分）	12
3.5 電気設備	16
3.6 機械設備	22
（参考資料1 標準的な仕上げ）	29
（参考資料2 工事における住宅設備等の整備範囲）	31

第1章 総則

1.1 目的

この設計標準は、復興公営住宅の設計を行うにあたって必要な事項を定め、また、関連する根拠法令を包括的にまとめることにより、業務の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

1.2 適用範囲

この設計標準は、穴水町で整備を行う復興公営住宅に適用する。

1.3 基本方針

復興公営住宅の設計にあたっては、「穴水町復興公営住宅整備基本理念」及び「穴水町復興公営住宅整備指針」によるほか、事業主体の各種計画を踏まえるものとする。

1.4 適用基準

以下の各種基準等を適用して設計する。

- ・ 公営住宅法及び同法に基づく政令、省令、告示及び県、町条例
- ・ 建築基準法及び同法に基づく政令、省令、告示及び県、町条例
- ・ 消防法及び同法に基づく政令、省令、告示及び町条例
- ・ 都市計画法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例
- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法及び同法に基づく政令、省令、告示及び県施行細則
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び同法に基づく政令、省令、告示、施行規則
- ・ 水道法及び下水道法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例
- ・ ガス事業法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及同法に基づく政令、省令、告示及び条例
- ・ 浄化槽法、水質汚濁防止法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例
- ・ 電気事業法、内線規程等、同法に基づく政令、省令、告示及び基準・ガス機器の設置基準及び実務指針
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）および同法に基づく政令、省令、告示
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- ・ 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例
- ・ 石川県防犯まちづくり条例
- ・ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共住宅建設工事共通仕様書等（公共住宅事業者等連絡協議会）
- ・ 木造建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築工事標準仕様書（JASS）等の関係学会等が制定した諸基準及び日本工業規格（JIS）等の公的規格
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 長寿社会対応住宅設計指針
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険 設計施工基準
- ・ 穴水町復興公営住宅整備基本理念・整備指針
- ・ その他関係諸法令及び関連諸規程

1.5 留意事項

- (1) 木材、その他すべての使用材料については、石川県産資材の採用に努めること。穴水町復興公営

住宅等整備指針に基づき、地域経済の活性化に寄与すべく、特に木材については意匠性・機能性・維持管理等に配慮しつつ県産資材を積極的に活用すること。

なお、石川県産資材とは、石川県内で生産、産出又は製造されたものをいう。

- (2) 可能な範囲で内装の木質化を積極的に行うこと。
- (3) 使用材料は県内で一般流通しているものを基本とすること。

1. 6 併存施設への適用

復興公営住宅と管理が異なる施設の適用は 1. 4 を準用するほか、国土交通省の官庁営繕関係統一基準に基づき設計する。

第 2 章 配置計画

2. 1 住棟及び付帯施設等の配置

配置に当たっては、敷地周辺の状況、敷地の面積、形状、地形等を考慮して、住宅の良好な日照、通風、採光、入居者のプライバシー、入居者の利便性、有効なオープンスペース及び屋外の良好な環境等が確保されるよう計画すると共に、多様な世帯の入居や交流に配慮し居住者間や地域住民とのコミュニケーションを図りやすい計画とする。

住棟及び駐車場、自転車置場等の諸施設の配置は、以下により計画する。

	項目	留意事項
1	住棟	<ol style="list-style-type: none"> ① 各住戸の居室には、十分な日照が確保されること。 (敷地外からの影響も加味した上で、冬至に 4 時間以上の日照を確保する。) ② パルコニー・共用廊下等の付近には落下物対策上有効な空地又は植栽帯等を設けるよう努める。
2	雨水等の処理	<ol style="list-style-type: none"> ① 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設ける。
3	駐車場	<ol style="list-style-type: none"> ① 屋外平面駐車を基本とし、見通しの良い場所に整備する。 ② 駐車施設の位置、構造等は、騒音、排気ガス、ヘッドライト等により周辺の居住環境を著しく阻害することなく、入居者の安全を確保できるものとする。 ③ 1 台あたりの駐車スペースの大きさは、幅 2.5m、奥行き 5.0m 程度とする。 ④ 車椅子利用者向け駐車スペースを整備する場合は、石川県バリアフリー社会の推進に関する条例規則を参考とする。 車椅子利用者向け駐車スペースの大きさは枠線寸法で幅 3.5m 以上、奥行き 5.0m 以上とする。 車椅子利用者向け駐車スペースは、車椅子利用者向け住戸の玄関への経路ができるだけ短くなる位置に設ける。車椅子利用者向け駐車場から、車椅子利用者向け住戸の玄関まで段差なくアプローチできるようにする。住戸までのアプローチの有効幅は 1,400mm 以上とするように努める。
4	駐輪場	<ol style="list-style-type: none"> ① 敷地内に、入居者のための自転車置場を敷地内に設ける。 ② 敷地の利便性等を勘案して必要なスペースを確保する。 ③ 1 台あたりの駐輪スペースの大きさは、幅 0.5m、奥行き 2m 程度とする。 ④ チェーン用バーラックを設置する。
5	ごみ置場	<ol style="list-style-type: none"> ① 町の清掃事業の担当課と打ち合わせの上、構造、面積、配置を検討し、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないようにごみ置場を設ける。

	項目	留意事項
6	外部物置	① 敷地内には、入居者のための外部物置を敷地内に全戸数分設ける。 ② 面積は冬タイヤ収納のため、有効1㎡で高さ2m程度とする。 ③ 設置場所は、住棟計画での利便性を勘案し、駐車場近くとする。
7	敷地内通路	① 良好な住環境を形成するよう、また日常生活の利便性・通行の安全確保・災害の防止・環境の保全等に支障が生じないように配置する。 ② 原則として路面は舗装する。
8	児童遊園、 広場（オープンスペース）	① コミュニティ形成の場となるよう、敷地内通路（動線計画）や周辺の環境及び地域の既存公園等の整備状況を勘案して配置する。 ② 幼児、高齢者及び障害者の利用に配慮したものとする。
9	緑地	① 関連諸法令等によるほか、良好な住環境を確保できるように設置する。 ② 駐車場付近に植樹帯を設ける場合は、枝が駐車場内に張り出して視界を遮ったり、実や花、樹液などが車両に落下したりしないよう配慮する。
6	集会所	① 入居者や地域住民のコミュニティ形成に配慮した位置に配置する。 ② 集会所から広場等のオープンスペースへの動線を確保する。 ③ 利用形態、地域の需要などを勘案した規模とする。 ④ 各部の設計は高齢者及び障害者に配慮したものとし、利用形態や使用人数に応じて必要な室・スペースを確保する。
10	設備関連施設	① 設備の検討により必要な場合は、受電設備用借室、ポンプ室、受水槽、プロパンボンベ庫等を適宜設ける。 ② 災害時に活用ができるよう浸水対策等に配慮すること。
11	併存施設	① 高齢者福祉施設、保育園など公営住宅と管理が異なる施設を設ける場合は、設備及び利用者の動線を公営住宅と分離して計画する。

第3章 住棟計画

3.1 基本的事項

復興公営住宅の住棟計画にあたり、基本的事項の確認を行う。

(1) 参酌基準

参酌基準	<p>平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）による公営住宅法の一部改正により、公営住宅等整備基準は事業主体が条例で定めることとなり、従来の国が定めていた公営住宅等整備基準は参酌基準となった（平成24年4月1日施行）。</p> <p>公営住宅等整備基準</p> <p>第1条 この省令は、公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の整備に関する基準を事業主体が条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めるものとする。</p> <p>（平成23年国土交通省令第103号）</p>
------	--

(2) 住棟形式

住棟は下表の住棟形式を基本とする。

中高層共同住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・階数が3以上の共同住宅。 ※共用廊下等の共用空間が存在する集合住宅を「共同住宅」とし、共用空間が存在しない集合住宅を「長屋」とする。(建築基準法に準じた取扱い)
低層長屋住宅等 (共同住宅等)	<ul style="list-style-type: none"> ・階数が1及び2の長屋住宅又は共同住宅。
一戸建住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・階数が1及び2の一戸建ての住宅。

(3) 住戸計画

世帯構成に応じた住宅タイプを適正規模にて整備する。

なお、各住戸タイプにおいて和室（畳使用）を1室以上設ける。(1DK 及び 1LDK を除く。)

世帯構成に応じた住宅タイプの目安

世帯構成 \ 住戸タイプ (※1)	2K/1DK	1LDK/2DK	2LDK/3DK	3LDK/4DK
1人	◎	○	—	—
2人	◎	◎	○	—
3人	—	◎	◎	○
4人	—	○	◎	◎
5人	—	—	○	◎
住戸専用面積の目安	35㎡～50㎡	45㎡～60㎡	55㎡～70㎡	65㎡～80㎡

※1：◎＝世帯構成に特に適した住戸タイプ、○＝世帯構成に適した住戸タイプ

3. 2 復興公営住宅の性能

復興公営住宅を新築する場合の設計にあたり満たすべき住宅の性能、整備基準は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

別表 1 (復興公営住宅を新築する場合の設計にあたり満たすべき住宅の性能)

評価項目 (国土交通省告示) ※等級については、数値の大きい方が高スペックとなる。		公営住宅 整備基準 (参酌基準)	復興公営住宅	
			中高層 共同住宅	低層長屋住宅 等・一戸建住宅
1. 構造の 安定に関 すること	1-1. 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) : 等級 1~3	—	等級 1	等級 1 (木造: 等級 3)
	1-2. 耐震等級 (構造躯体の損傷防止) : 等級 1~3	—	等級 1	等級 1
	1-3. その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等 防止及び損傷防止)	—	—	—
	1-4. 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損 傷防止): 等級 1~2	—	等級 1	等級 1
	1-5. 耐雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損 傷防止): 等級 1~2	—	等級 1	等級 1
	1-6. 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法 : 等級無	—	明示	明示
	1-7. 基礎の構造方法及び形式等 : 等級無	—	明示	明示
2. 火災時 の安全に 関すること	2-1. 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時) : 等級 1~4	—	等級 4	等級 3
	2-2. 感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時) : 等級 1~4	—	等級 3	等級 1 (※1)
	2-3. 避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下) : 等級 1~3	—	基準適合 等級 2	基準適合 等級 1(※1)
	2-4. 脱出対策 (火災時) : 等級無	—	基準適合	基準適合 (※1)
	2-5. 耐火等級 (延焼の恐れのある部分 (開口部)) : 等級 1~3	—	等級 2	等級 1
	2-6. 耐火等級 (延焼の恐れのある部分 (開口部以外)) : 等級 1~4	—	等級 4	等級 1
	2-7. 耐火等級 (界壁及び界床) : 等級 1~4	—	等級 4	等級 1 (※1)
3. 劣化の 軽減に関 すること	3-1. 劣化対策等級 (構造躯体等) : 等級 1~3	等級 3 (木造: 等級 2)	等級 3	等級 3 (木造: 等級 2)
4. 維持管 理への配 慮に関す ること	4-1. 維持管理対策等級 (専用配管) : 等級 1~3	等級 2	等級 2	等級 2
	4-2. 維持管理対策等級 (共用配管) : 等級 1~3	等級 2	等級 2	等級 2 (※1)
	4-3. 更新対策 (共用排水管) : 等級 1~3	—	等級 1	等級 1 (※1)
	4-4. 更新対策 (住戸専用部) : 等級無	—	明示	明示 (※1)
5. 温熱環 境・エネ ルギー消 費量に関 すること	5-1. 断熱等性能等級 : 等級 1~7	(※2)	(※3)	(※3)
	5-2. 一次エネルギー消費量等級 : 等級 1~6	—	(※3)	(※3)

評価項目 (国土交通省告示) ※等級については、数値の大きい方が高スペックとなる。		公営住宅 整備基準 (参酌基準)	復興公営住宅	
			中高層 共同住宅	低層長屋住宅 等・一戸建住宅
6. 空気環境に関する こと	6-1. ホルムアルデヒド対策 (内装及び天井裏等) : 等級 1~3	等級 3	等級 3	等級 3
	6-2. 換気対策 : 等級無	—	基準適合	基準適合
	6-3. 室内空気中の化学物質の濃度等	—	—	—
	6-4. 石綿含有建材の有無等	—	—	—
	6-5. 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	—	—	—
7. 光・視環境に関する こと	7-1. 単純開口率 : 等級無	—	明示	明示
	7-2. 方位別開口比 : 等級無	—	明示	明示
8. 音環境に関する こと	8-1. 重量床衝撃音対策 : 等級 1~5	等級 2 又は 相当スラブ厚 15cm 以上 (RC・SRC 以外 は 11cm 以上)	等級 2 又は相 当スラブ厚 15cm 以上 (RC・SRC 以外 は 11cm 以上)	等級 2 又は 相当スラブ厚 15cm 以上 (RC・SRC 以外は 11cm 以上) (※1)
	8-2. 軽量床衝撃音対策 : 等級 1~5	—	等級 1	等級 1 (※1)
	8-3. 透過損失等級 (界壁) : 等級 1~4	—	等級 2	等級 2 (鉄骨造及び 木造: 等級 1)
	8-4. 透過損失等級 (外壁開口部) : 等級 1~3	等級 2	等級 2	等級 2
9. 高齢者 等への配 慮に関する こと	9-1. 高齢者等の配慮対策等級 (専用部分) : 等級 1~5	等級 3	等級 3	等級 3
	9-2. 高齢者等の配慮対策等級 (共用部分) : 等級 1~5	等級 3	等級 3	—
10. 開口 部の侵入 防止対策	10-1. 開口部の侵入防止対策 : 等級無	—	明示	明示

※1 共同住宅等についてのみ評価のため、一戸建住宅については評価対象外。2-4 については、一戸建住宅の 3 階以上に限定して適用。

※2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 30 条第 1 項第一号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準 (これにより難しい場合は断熱等性能等級: 等級 4) を満たすこと。また、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置 (敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。) を行うこと。

※3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項第一号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準を満たすこと。

別表2 その他整備基準

	項目	仕様	復興公営住宅	
			中高層 共同住宅	低層長屋住宅 等・一戸建住宅
1	住宅計画	① 住戸内にサンルーム（内部扱い）を設け、住戸専用面積に含めること。	○	○
		② 共用廊下においては、住戸玄関部に面する箇所に防風スクリーンを設置すること。	○	※
		③ エキスパンションジョイントがある場合、滑りにくい材料を採用すること。	○	○
2	屋根及び外壁の防水措置	① 屋根及び外壁は、雨水の侵入を防止し、構造方法に応じた防水措置を施すこと。（10年以上の保証または当該保証と同等以上の性能を有すること）	○	○
3	エレベーター	① 風雨雪の吹き込み防止に配慮すること。	○	※
		② 沿岸部では屋内設置または、防錆仕上げとすること。		
4	危険防止	① 勾配屋根の場合、落雪スペースを設ける、住棟出入口・敷地内通路等に庇を設ける等、落雪による危険を防止するために必要な措置を講じる。	○	○
		② 窓、バルコニー、開放された共用廊下及び共用階段並びに屋上広場等のうち、その場所から人が落下するおそれのある個所には、堅固かつ安全な手すりその他の危険防止設備を設けること。	○	○
		③ 窓、バルコニー、開放された共用廊下、共用階段等の直下に通路、住棟出入口等がある場合には、落下物防止庇等を設ける等の落下物による危険を防止するために必要な措置を講じること。	○	○

※共同住宅の場合に適用する。

3. 3 建築（共用部分）

復興公営住宅等を新築する場合の設計にあたり共用部分における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表3のとおりとする。

別表3（共同住宅形式の建築（共用部分）における標準仕様及び根拠法令の概要）

	項目	標準仕様	復興公営住宅	
			中高層 共同住宅	低層長屋住宅 等・一戸建住宅
1	消防法緩和 （適用する 場合）	① 消防法緩和を適用する場合は、平成17年3月25日付総務省令第40号による、二方向避難・開放型としての計画を標準とする。 ※詳細は各消防本部と協議すること。	○	※
2	住戸1階 床高	① GL+0.4m以上を標準とする。	○	○
		② 木造・鉄骨造の場合、地面から基礎上端までの高さは、400mm以上とする。	○	○
3	階高等	① 居室の天井高さは2,400mm（±100mm）以上を標準とする。	○	○
		② 躯体の梁下内法寸法は大梁下2,100mm以上を標準とする。	○	※
		③ 階高は2,850mm以上を標準とする。	○	※
4	開口部の庇	① 外壁に面した開口部には庇の設置を標準とする。ただし、上階の共用廊下・バルコニー等が屋根又は庇の役割を果たしている場合はこれに代えることができる。	○	○
5	開放部分の 屋根	① 原則、共用廊下、共用階段及びバルコニーには屋根又は庇を設ける。ただし、上階の共用廊下・バルコニー等が屋根又は庇の役割を果たしている場合はこれに代えることができる。	○	※
6	外壁	① 耐久性、耐候性に優れ、メンテナンス及び修繕の容易な仕上げを選定する。 ② 町章及び棟番号のサインを表示する。	○	○
7	屋上	① 耐久性、耐候性に優れ、メンテナンス及び修繕の容易な仕上げを選定する。	○	○
		② 屋上の保守を行うための、屋上マンホール（施錠付き）及びタラップ又は屋上まで通じる階段及び門扉（施錠付き）を設ける。	○	○
8	玄関ホール	① 住棟の玄関ホールには、掲示板及び住戸数に応じた集合郵便受箱を雨掛りとならない場所に取り付ける。	○	※
9	住棟出入口 に設置する スロープ	① 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則に沿った設計を行う。	○	○
10	共用階段	① 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則に沿った設計を行う。 ② 両側には、歩行補助手すり（設置高さ750～800mm）を設ける。	○	※

	項目	標準仕様	復興公営住宅	
			中高層 共同住宅	低層長屋住宅 等・一戸建住宅
		③ 階段室には、階数表示を行う。		
11	共用廊下	① 戸の共用廊下に面する窓には、防犯用アルミ面格子を取付ける。 ② 各住戸の玄関付近に室名札を取り付ける。 ③ エアコン室外機置場を共用廊下に設ける場合は、通行に支障のないようにすると共に、エアコンドレーン用排水溝を歩行に支障がないように設置する。 ④ 幅員は有効 1,200mm 以上とし、車椅子の回転スペースを考慮して計画する。 ⑤ <u>屋内廊下(非開放廊下)とする場合、夏季等の十分な通風確保・換気のための窓を設ける。</u>	○	※
12	雨樋	① 大きさは、屋根面積及び地域の降雨量を考慮したものとする。 ② 点検と清掃を安全・簡易・安価にできる意匠とする。 ③ よじ登りによる侵入等が起こりにくい納まりとする。	○	○
13	外部金物・金具	① 外部金物・金具は錆の発生しにくい材質及び仕上げとする。	○	○
14	乗り越え防止・侵入防止	① 自転車置場の屋根等から住戸のバルコニー等へ容易に侵入できないように配慮する。	○	○
		② 共用廊下、共用階段等からエントランスホールの屋根等へ乗り移りが可能な場合は、乗り越え防止策を講じる。	○	※
15	南京錠	① 各所に設ける南京錠のカギは同一キーとする。	○	○
16	メーターボックス	① メーターボックス内の計測機器等が、容易に検針、点検できるようにする。	○	※
17	ピット (設置する場合)	① ピット高さは、原則として 1,000mm 以上とし、人通孔の有効寸法は内接円 550mm 以上とする。ただし、水位が高いなど通行に支障がある場合は 600 mm とする。	○	○

※共同住宅の場合に適用する。

3. 4 建築（専用部分）

復興公営住宅等を新築する場合の設計にあたり専用部分における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表4のとおりとする。

別表4（建築(専用部分)における標準仕様及び根拠法令の概要）

	項目	標準仕様	中高層 共同住宅	低層長屋住宅等・ 一戸建住宅
1	玄関	① 住戸の玄関ドアの扉及び錠については、防犯建物部品対応（CP建物部品：耐ピッキング性能5分以上）とする。 ※CP建物部品は、財団法人全国防犯協会連合会が運営する「防犯性能の高い建物部品の開発、普及に関する官民合同会議」の定めた基準に基づき、性能試験等を経て、一定の防犯性能があると評価された、錠、ガラス、ドア、サッシ、シャッター等の製品。	○	○
		② 玄関ドアには、錠の機能を補完するドアガード等を設置する。	○	○
		③ 下足箱を設置し、傘立ての設置場所を確保する。消火器を設置する必要がある場合は、設置場所を設ける。大型家具の搬出入を考慮する。	○	○
		④ 玄関ドア（SOP塗・焼付け鋼板・化粧鋼板）は、レバーハンドル、ドアクローザー（Ⅱ-D型）付きとする。また、耐震性能を有したドアとし、玄関ドア近くに新聞受けを設置する。	○	
		⑤ 上がりがまちの高さは50mm以下を標準とし、段差の解消に努める。	○	
2	出入口	① 建具は極力、引戸とする。	○	○
		② 出入口高さ（床面からドア上枠の下端までの有効内法）は、1,900mm以上とする。なお、外部金属建具（掃きだしサッシ）の高さは原則1,850mm以上とする。	○	
3	主たる 寝室	① 主たる寝室の内、最低1室の有効床面積は9㎡以上とする。	○	○
4	ス ペ ー ス 収 納 ス	① 住戸内の収納は、押入れ及び物入れ等の収納スペースを適切に設ける。	○	○
		② 建具上下に換気口を設けるなど、結露対策に留意する。	○	○
5	浴 室	① ユニットバスの規格は、中高層共同住宅・低層長屋住宅等については1216～1317型、一戸建住宅については1316～1616型を標準とし、住戸面積とのバランスを考慮し決定する。	○	○
		② 浴槽への出入りのための手すりを設置する。 ※縦1本：浴槽脇垂直（水栓反対側）、 横2本：浴槽脇水平（奥側及び水栓反対側）	○	○
		③ 浴槽のまたぎ高さは350mm～450mmを標準とする。	○	○
6	洗 面 所	① 洗面スペースは、浴室と近接した位置に設ける。	○	○
		② タオル掛けを設ける。	○	○

	項目	標準仕様	中高層 共同住宅	低層長屋住宅等・ 一戸建住宅
7	洗濯機置場 ・脱衣室	① 洗濯機用防水パンの設置は、個別協議とする。(設置する場合に 800 mm×640 mm又は 640 mm×640 mmを基本とする。)	○	○
8	台所	① 台所は、流し台、食器棚、冷蔵庫等を有効に配置できるようにする。	○	○
		② ①に加え、DK とする場合は食卓、LDK とする場合は食卓及びソファセットを配置できるようにする。	○	○
		③ 流し台（コンロ台を除く）は、1DK：L=1,200、2DK 以上：L=1,500 mmとし、H=800 mmを標準とする。	○	○
		④ コンロ台は、L=700 mm以上を標準とし、側壁との離隔を 150 mm以上確保又は防熱板を設ける。	○	○
		⑤ 流し台上部に吊り戸棚を設置し、H=700 mmを標準とする。あわせて、水切りを設けることを標準とする。	○	○
9	便所	① 立ち座りのための手すり（L型、600 mm×700 mm程度）、タオル掛け、紙巻き器（樹脂製）を設ける。	○	○
		② 極力扉は長辺方向からの引戸を標準とし、非常解錠装置付き表示錠及び明り取りを設ける。	○	○
10	スリープ等 エアコン用	① 台所を除く各居室には、エアコンを設置するための壁下地補強（またはインサート）及びスリーブを設置し、内外部にキャップを取付ける。※エアコン本体は入居者が設置。	○	○
		② 食事室、居間等には、多目的スリーブを設置する。	○	○
11	窓は※小窓に 個別判断	① カーテンレール（ステンレス製、ダブル）を取り付ける。	○	○
		② アルミサッシとし、網戸を設置する。（網戸の防虫網は合成樹脂製とする）	○	○
		③ 引き違い窓にはロック式クレセントを取り付ける。	○	○
12	バルコニー	① 住戸にはバルコニーを設け、クーラー用室外機設置場所及び避難器具等の配置を十分に考慮した計画とする。	○	
		② 避難経路である旨等を明示する（明示内容及び構造は所轄の消防と打ち合わせる）。	○	
		③ 中高層住宅の場合は、クーラー用室外機は天井設置用のインサートを設けるか、床置きとする。	○	
		④ 標準的な幅員を（壁芯間）1,400 mm～1,800 mmとする。	○	
		⑤ 物干し金物を取り付ける（物干し竿の高さが、バルコニー床面からの高さH=1,700 mm以下となるように設置する）	○	
13	サンルーム	① 有効スペースとして、1,200 mm×2,700 mm程度を確保する。	○	○
		② 物干し金物を取り付ける（物干し竿の高さが、サンルーム床面からの高さH=1,700 mm以下となるように設置する）	○	○
14	外部物置	① 1住戸当たり1室とし、戸当り1㎡程度、高さ2m程度を標準とする。	○	○
		② 各住戸からの利便を考慮した配置とする。	○	○

	項目	標準仕様	中高層 共同住宅	低層長屋住宅等・ 一戸建住宅
		③ 各物置を住棟内に併設する場合の出入口の鍵は、各住戸に対応した同一キーとすることが望ましい。	○	○
		④ 各住戸に対応した室名札を取り付ける。	○	○
15	手すり	① 手すりの径は、34φ を標準とする。 また、仕上げ材（浴室を除く）は木材を利用すること。 ② 廊下などの壁に手すり設置用の下地補強を設ける。	○	○
16	木製建具	① 木製建具は基本的にフラッシュ戸とする。 ② 引き戸の場合は、大型船底引手または棒状の把手とし、開戸の場合は、レバーハンドルとする。	○	○
17	家具転倒 防止対策	① DK・洋室・和室の壁にアンカー等にて固定された付け鴨居を設置する等、家具転倒防止用金物の取り付けに配慮する。	○	○
18	高齢者向け住戸	① 玄関ドア 玄関ドアは引戸とし、把手は大型縦型とする。 ② 住戸内の出入口 住戸内出入口は、引戸を標準とする。 ③ 手すり 玄関、便所、浴室、脱衣室と、その他必要な箇所に手すりを設置する。 ④ 段差の解消 段差の解消に努める。 上がりがまちの高さは可能な限り 20mm 以下とする。 ⑤ 照明スイッチ等 照明スイッチの高さはH=1,000 mm程度とする。 ⑥ 緊急通報設備 居室、浴室及び便所に非常呼出しボタンを設置する。	○	○
19	車椅子利用者向け住戸 (標準仕上げと統合)	① 玄関 玄関ドアの有効幅員は 900 mm以上とする。 玄関ドアはソフトクローズ機構付引戸とし、遅れ時間に配慮する。把手は大型縦型とする。鍵、鎖等の付属品は、車椅子利用者の使いやすい位置・高さに取り付け、その他の付属品も車椅子利用者の使用を前提とし計画する。 車椅子設置スペースを確保する。 靴の着脱のための腰掛 (H=400 mm、W=500 mm程度) を設ける等の配慮をする。 ② 住戸内の通路と出入口の有効幅員 玄関ホールには、車椅子が転回可能な 1,500 mm四方の空間を設ける。 通路の有効幅員は 850 mm (柱等の箇所においては 800 mm) 以上とする。 住戸内出入口の有効幅員は 800 mm以上とする。 ③ 段差の解消 住戸内には原則として段差を設けない。ただし、車椅子からの移乗に配慮したスペースを除く。 居室・廊下等には高さ 350mm 程度のキックプレートの設置を標準とする。	○	○

	項目	標準仕様	中高層 共同住宅	低層長屋住宅等・ 一戸建住宅
19	車椅子使用者向け住戸 (標準仕上げと統合)	<p>④ 建具 住戸内の出入口は引戸又は引込戸とし、棒状の把手とする。 引き違い窓のクレセントは中型大型とする。</p> <p>⑤ キックプレート 居室・廊下等には高さ 350mm 程度のキックプレートの設置を標準とする。 引き違い窓のクレセントは大型とする。</p> <p>⑥ 手すり 玄関、便所 (L 型及び跳ね上げ式手すり)、浴室、脱衣室と、その他必要な箇所に手すりを設ける。 廊下、掃き出し窓の横には手すり設置が可能なよう下地補強を行う。</p> <p>⑦ 台所兼食事室 食卓に車椅子使用者がアプローチでき、通路は車椅子 1 台が通過できるようにする。 流し台、洗面台は、車椅子対応型とする。調理スペースには、車椅子が転回可能なよう 1,500 mm 四方の空間を設ける。</p> <p>⑧ 浴室 浴室は 1616 型 (長寿社会対応型) 以上とし、浴槽のまたぎ高さを 350mm~450mm とする。 出入口建具は 3 枚引き戸とする。</p> <p>⑨ 便所 車椅子使用者がアプローチできる位置に設ける。 洗面脱衣室、浴室と近接させるとともに、将来の一体的利用にも配慮した設計とする。 便所の内法寸法は短辺 1,300 mm 以上とし、車椅子を横付け可能な空間を確保する。</p> <p>⑩ バルコニー バルコニーは寝室または台所兼食事室から出入りできるように計画する。 出入口の前後は極力、段差のない構造とし、有効幅員は 800mm 以上とする。 住戸からバルコニーを通じ屋外へ避難が可能なよう、バルコニーから直接、外へ有効に避難できるスロープを設ける。</p> <p>⑪ 設備 スイッチの取付け高さは、床上から 1,000 mm 程度とする。 コンセントの取付け高さは、床上から 600 mm 程度とする。 玄関には、電動車椅子用充電用コンセントを設ける。 給気口に設ける風量調整のつまみ等は、車椅子使用者に配慮した配置とする。 居室、浴室及び便所には、緊急通報設備の非常呼出しボタンを設置する。</p> <p>⑫ 車椅子使用者向け駐車スペース 車椅子使用者向け住戸を設ける場合には、車椅子使用者向け駐車スペースを設ける。</p>		

3. 5 電気設備

復興公営住宅等を新築する場合の設計にあたり電気設備における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表5のとおりとする。

別表5（電気設備における標準仕様及び根拠法令の概要）

項目	標準仕様																																																						
1 受電方式	<p>① 北陸電力送配電（株）と協議を行い、低圧で直接架空引き込み、引込柱（自立引込盤）の設置などを選定する。</p> <p>② 低層長屋住宅、一戸建住宅については、各戸直接引き込みとし、単相三線 100/200V 引込とする。ただし、北陸電力㈱と協議を行い、団地で一括集中引き込みとする場合は幹線を地中埋設とする。</p>																																																						
2 幹線配線方式	<p>① 中高層共同住宅の場合、原則として縦幹線方式（各住戸MB利用）とし、これに依り難い場合は他の方式（分岐ケーブル）を検討する。</p>																																																						
3 電線・電線保護物類の種類	<p>① 原則として下表とし、低廉であるものを採用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">中高層共同住宅</th> <th colspan="3">低層長屋住宅等・一戸建住宅</th> </tr> <tr> <th>施工部位</th> <th>電線種類</th> <th>電線保護物</th> <th>施工部位</th> <th>電線種類</th> <th>電線保護物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート内打込み</td> <td>EM-IE EM-EEF</td> <td>PF管 (φ22以下) E管 (φ31以下)</td> <td>屋内配線</td> <td>EM-IE EM-EEF</td> <td>PF管</td> </tr> <tr> <td>二重天井内等のいんぺい</td> <td>EM-EEF</td> <td>-</td> <td>屋外配線</td> <td>EM-EEF</td> <td>PF管</td> </tr> <tr> <td>間仕切壁等のいんぺい</td> <td>EM-EEF</td> <td>PF管</td> <td>二重天井内のいんぺい</td> <td>EM-EEF</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>住戸内床ころがし</td> <td>EM-EEF</td> <td>-</td> <td>地中埋設</td> <td>EM-CE又はEM-CET</td> <td>FEP管</td> </tr> <tr> <td>地中埋設</td> <td>EM-CE 又は EM-CET</td> <td>FEP管</td> <td>地中からの立ち上げ</td> <td>EM-CE又はEM-CET</td> <td>G管、FEP管 (異種管接続)</td> </tr> <tr> <td>住棟内幹線</td> <td>EM-CE 又は EM-CET</td> <td>ピット内横引はころがし又はメッセンジャー吊り</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地中からの立ち上げ</td> <td>EM-CE 又は EM-CET</td> <td>G管、FEP管 (異種管接続)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 釘打ち等により配線損傷が予想される部位には、金属管やパイプガード等により保護する。</p> <p>※ CD管使用については、保護する必要のある区間での使用はしない。</p> <p>※ 立ち上げ部にG管を採用する場合は、溶融垂鉛めっき又は防食処理を施されたものとする。</p> <p>※ 接地線を露出する場合は、EM-IEを使用することができる。</p> <p>※ この表に無いケーブル、電線類についても、原則として全てエコケーブルを使用する。</p> <p>※ WFケーブルの採用については、個別協議とする。</p>	中高層共同住宅			低層長屋住宅等・一戸建住宅			施工部位	電線種類	電線保護物	施工部位	電線種類	電線保護物	コンクリート内打込み	EM-IE EM-EEF	PF管 (φ22以下) E管 (φ31以下)	屋内配線	EM-IE EM-EEF	PF管	二重天井内等のいんぺい	EM-EEF	-	屋外配線	EM-EEF	PF管	間仕切壁等のいんぺい	EM-EEF	PF管	二重天井内のいんぺい	EM-EEF	-	住戸内床ころがし	EM-EEF	-	地中埋設	EM-CE又はEM-CET	FEP管	地中埋設	EM-CE 又は EM-CET	FEP管	地中からの立ち上げ	EM-CE又はEM-CET	G管、FEP管 (異種管接続)	住棟内幹線	EM-CE 又は EM-CET	ピット内横引はころがし又はメッセンジャー吊り				地中からの立ち上げ	EM-CE 又は EM-CET	G管、FEP管 (異種管接続)			
中高層共同住宅			低層長屋住宅等・一戸建住宅																																																				
施工部位	電線種類	電線保護物	施工部位	電線種類	電線保護物																																																		
コンクリート内打込み	EM-IE EM-EEF	PF管 (φ22以下) E管 (φ31以下)	屋内配線	EM-IE EM-EEF	PF管																																																		
二重天井内等のいんぺい	EM-EEF	-	屋外配線	EM-EEF	PF管																																																		
間仕切壁等のいんぺい	EM-EEF	PF管	二重天井内のいんぺい	EM-EEF	-																																																		
住戸内床ころがし	EM-EEF	-	地中埋設	EM-CE又はEM-CET	FEP管																																																		
地中埋設	EM-CE 又は EM-CET	FEP管	地中からの立ち上げ	EM-CE又はEM-CET	G管、FEP管 (異種管接続)																																																		
住棟内幹線	EM-CE 又は EM-CET	ピット内横引はころがし又はメッセンジャー吊り																																																					
地中からの立ち上げ	EM-CE 又は EM-CET	G管、FEP管 (異種管接続)																																																					
4 引込開閉器	<p>① 引込口から8m以内のEPS、電気室又は妻面への設置を原則とする。</p> <p>② 共用部積算電力量計を設ける場合は、検針方法等を含め電力会社と設置位置を協議する。</p> <p>③ 配線保護用として配線用遮断器を設け、定格電流が225A以下となるよう設計する。</p> <p>④ 盤は施錠可能な型式とし、積算電力量計設置の場合は検針用窓を設ける。</p> <p>⑤ 盤形式は周辺環境を考慮した耐候性を有する形式とし、屋外設置の場合はSUS製とする。</p>																																																						

	項目	標準仕様																								
5	共用分電盤	① 幹線および各負荷への配線が合理的に行え、かつ通行等に支障の少ない共用スペースなどに設置する。 ② 盤は施錠可能な型式とし、積算電力量計設置の場合は検針用窓を設ける。 ③ 屋内壁掛を基本とし、周辺環境を考慮した耐候性能を有する材料とし、屋外設置の場合は SUS 製とする。 ④ 主幹遮断器は中性点欠相保護付きとし、配線用遮断器は負荷に応じて漏電遮断器を選択する。																								
6	動力設備	① エレベーター、給水設備等の動力設備については、三相 200V を標準とする。 ② 需要率、力率等を考慮して幹線設計を行う。 ③ 引込開閉器盤は可能な限り単相負荷と共用する。																								
7	住宅用分電盤	① 住宅用分電盤は露出又は半埋込み型、合成樹脂製（自己消火性）、ドア、リミッタスペース付き（電力会社と協議により省略可能）、感震ブレーカー付とする。 ② 主幹用漏電遮断器は、中性点欠相保護付きとする。（50AF 又は 60AF） ③ 分岐回路は 9 回路以上とし、うちエアコン、洗濯乾燥機、温水洗浄機付き便座、電子レンジ、IH コンロ用、住宅情報盤及び凍結防止ヒーターは専用回路とし、予備回路を 2 つ以上実装する。 ④ 一般回路及び住宅情報盤回路は 2P1E20A、専用回路のうちエアコン、洗濯乾燥機、電子レンジ、IH コンロ用は 2P2E20A（100V/200V 対応可能）を標準とする。 ⑤ 自動火災報知設備用電源回路は、主幹遮断器一次側より分岐し、ロックカバー等を取り付ける。 ⑥ オール電化住戸、太陽光・ガスコージェネレーション等の発電設備、電力監視等対応については、個別協議による。 ⑦ 電力会社との各戸契約電流値は 30A を基本とし、最大 60A 迄使用可能な仕様とする。																								
8	各住戸負荷容量	① 全住戸を電磁調理器（IH）対応可能とし、原則として、下表の最大想定負荷より算出する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住戸形式</th> <th>負荷要領 KVA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1DK</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>2DK～2LDK</td> </tr> <tr> <td>3DK 以上</td> </tr> </tbody> </table>	住戸形式	負荷要領 KVA	1DK	6	2DK～2LDK	3DK 以上																		
住戸形式	負荷要領 KVA																									
1DK	6																									
2DK～2LDK																										
3DK 以上																										
9	照明器具	① 照明器具には、水銀を含む照明器具（蛍光灯、水銀灯等）を使用しない。 ② 住戸内の照明器具は、下表を標準とし、個別協議により照明器具の選定を行う。 ③ 居室および食事室・台所の照明器具は棚下灯を除き設置しない。 ④ 器具は、原則として LED 照明で低廉であるものを採用する。 <p style="margin-left: 20px;">住戸内器具</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>照明器具種類</th> <th>器具設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玄関</td> <td>天井付</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>廊下</td> <td>天井付</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>壁付又は天井付</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>洗面・洗濯室</td> <td>天井付</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>UB 付属灯</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>食事室・台所</td> <td>引掛シーリングローゼット：2 箇所 棚下灯</td> <td>なし（2 か所とも） 棚下灯：設置</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>引掛シーリングローゼット</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	照明器具種類	器具設置	玄関	天井付	有	廊下	天井付	有	便所	壁付又は天井付	有	洗面・洗濯室	天井付	有	浴室	UB 付属灯	有	食事室・台所	引掛シーリングローゼット：2 箇所 棚下灯	なし（2 か所とも） 棚下灯：設置	和室	引掛シーリングローゼット	なし
設置場所	照明器具種類	器具設置																								
玄関	天井付	有																								
廊下	天井付	有																								
便所	壁付又は天井付	有																								
洗面・洗濯室	天井付	有																								
浴室	UB 付属灯	有																								
食事室・台所	引掛シーリングローゼット：2 箇所 棚下灯	なし（2 か所とも） 棚下灯：設置																								
和室	引掛シーリングローゼット	なし																								

項目	標準仕様																						
		洋室	引掛シーリングローゼット	なし																			
	サンルーム	引掛シーリングローゼット	なし																				
	<p>※ この表にない設置場所については、照明器具種類、設置有無について協議のうえ決定する。</p> <p>⑤ 共用部の照明器具は、原則として LED 照明で低廉である器具を採用する。</p> <p>共用部器具</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>照明器具種類</th> <th>器具設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開放廊下</td> <td>住戸の玄関前に設置 1台/1住戸</td> <td>AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯)</td> </tr> <tr> <td>非開放廊下</td> <td>玄関が隣接する場合 1台/2住戸</td> <td>人感センサー</td> </tr> <tr> <td>開放階段</td> <td rowspan="2">階段室及び踊り場に 各1台</td> <td>AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯)</td> </tr> <tr> <td>無窓階段</td> <td>人感センサー</td> </tr> <tr> <td>エレベーター ホール</td> <td>必要台数</td> <td>AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯) 廊下等と同一制御</td> </tr> <tr> <td>自転車置場</td> <td>約4m間隔</td> <td>AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯) 共同住宅の場合、共用廊下等と同一制御</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自転車置場の照明については、外灯設置計画と併せて、設置を検討する。</p> <p>⑥ 屋外灯設備計画は、以下の項目に留意し計画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ性能を有し、かつ低廉である器具を採用する。器具配置・形状は、建築計画に整合したものとする。 ・ 夜間の居住者等の影響を少なく、通行等が確保でき、配光特性や飛散防止を考慮した照明計画とする。 ・ 防犯用 ITVがある場合、カメラの設置と常夜灯の配置等整合性のあるものとする。 ・ 点滅方式は、タイマーや自動点滅器などを使用し、省エネに配慮したものとする。 <p>⑦ LED 照明採用の場合は、以下の項目を厳守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電球及び照明器具が一体となった方式の LED 照明器具を採用する場合は協議による。 ・ 配光特性や演色性について十分検討を行い、採用可否を判断する。 ・ 電球型 LED 照明については、日本電球工業会が制定した、電球型 LED ランプ性能表示等のガイドラインに基づいた性能を持ったランプを選択する。 ・ 直管型 LED 照明については、日本電球工業会が J E L 801 にて定める L 形ピン口金の規格に準拠した器具、管球を採用したものより選択する。 ・ 丸形蛍光灯（サークライン）代替 LED ランプほか、製造者規格の器具採用については、十分な検討をおこなう。 			設置場所	照明器具種類	器具設置	開放廊下	住戸の玄関前に設置 1台/1住戸	AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯)	非開放廊下	玄関が隣接する場合 1台/2住戸	人感センサー	開放階段	階段室及び踊り場に 各1台	AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯)	無窓階段	人感センサー	エレベーター ホール	必要台数	AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯) 廊下等と同一制御	自転車置場	約4m間隔	AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯) 共同住宅の場合、共用廊下等と同一制御
設置場所	照明器具種類	器具設置																					
開放廊下	住戸の玄関前に設置 1台/1住戸	AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯)																					
非開放廊下	玄関が隣接する場合 1台/2住戸	人感センサー																					
開放階段	階段室及び踊り場に 各1台	AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯)																					
無窓階段		人感センサー																					
エレベーター ホール	必要台数	AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯) 廊下等と同一制御																					
自転車置場	約4m間隔	AS及びソーラータイマー (深夜交互消灯) 共同住宅の場合、共用廊下等と同一制御																					
10	共用部 照度	<p>① 「安全・安心まちづくり推進要綱」に定める基準に基づき、照明配置を計画すること。共用部の照度については、下表を目安とするが、周辺状況や設置位置を踏まえた個別協議により決定する。</p>																					

項目	標準仕様				
	場所	指針照度(lx)	※明るさは、床面での基準とする。		
	共用玄関	概ね 50			
	共用玄関の外側、 共用玄関以外の出入口	概ね平均 20 以上			
	エレベーターホール	概ね平均 50 以上			
	廊下・階段	概ね平均 20 以上			
	集合郵便受周辺	概ね平均 50 以上			
	構内広場、団地内通路、 駐車場、自転車置場	概ね平均 3 以上			
11	スイッチ コンセント	<p>① 住戸内の必要箇所に、スイッチ及びコンセントを設ける。設置位置および形式は、下表を標準とする。</p> <p>② スイッチは、原則としてワイドハンドル型、樹脂プレート、名入りとし、必要に応じ位置表示、動作表示式とする。</p> <p>③ コンセントは樹脂プレートとし、専用回路コンセントには用途及び容量を表示する。なお、200V の場合は電圧も表示する。</p> <p>④ スイッチを室外に設置する場合は、動作確認表示付きとする。</p> <p>⑤ 車椅子利用者向け住戸のスイッチ及びコンセントの設置高さについては、3. 4 別表 4 19⑫による。</p>			
		設置場所	スイッチ類 (取付高さ=床上 1.2m)	コンセント種類 取付高さ(床上)	
		玄関	片切または三路 (位置表示付)	2 口 E 付+ET : 1 箇所 (車椅子住戸のみ、電動車椅子 充電専用回路))	0.4m
		廊下	三路 (位置表示付)	2 口 : 1 か所(必要な場合)	0.4m
		便所	片切 (位置表示付)	2 口 E+ET 付 : 1 箇所 (洗浄・暖房便座用)	0.4~0.5m
		洗面 ・洗濯室	片切 (位置表示付) (24H 換気)入切 : 強弱 (動作表示付)	2 口 E+ET 付 : 1 箇所付 (洗濯・乾燥機)	洗濯水洗高さ +0.2~0.3m
				1 口 : 1 箇所 (洗面ユニット用)	1.8m
		浴室	入口に両切り スイッチ	直接接続	—
		食事室 ・台所 ・居間	片切または三路 (位置表示付) 棚下灯は本体スイッチ	2 口+TV : 1 箇所	0.4m
				2 口+MJ : 1 箇所	0.4m
				直接接続	—
2 口 E 付+ET : 2 箇所 (電子レンジ等大型機器、炊 飯器、食器洗機、冷蔵庫)	大型 : 1.2m 冷蔵庫 : 1.9m				
1 口 E 付+ET : 1 箇所(15A/20A 兼用)(IH ヒーター用)	—				
2 口 : 2 箇所	0.4m				
	1 口 : 1 箇所 (ガス警報用)	都市ガス : CL- 0.3m 以内			

項目		標準仕様			
			LP ガス：FL+0.3m 以内		
			1口(15・20A 兼用) E 付+ET(エアコン用)	CL-0.2~0.5m	
			直接接続(レンジフード)	—	
		和室	片切	2口+TV：1箇所	0.4m
				2口：1箇所	0.4m
				1口(15・20A 兼用) E 付+ET(エアコン用)	CL-0.2~0.5m
		洋室	片切	2口+TV：1箇所	0.4m
				2口：1箇所	0.4m
				1口(15・20A 兼用) E 付+ET(エアコン用)	CL-0.2~0.5m
		サンルーム	片切 (換気)入切	2口：1箇所	0.4m
		MB		2口+ET：1箇所 (給湯器用) 2口+ET：1箇所 (必要に応じ凍結防止ヒータ 一用)	
		住宅情報盤		直接接続	1.4m
EVピット		防水2口E 付+ET： 1箇所	最下階 FL+0.2m		
共用部・廊 下・階段	(自動制御しない場合) 3路又は4路	鍵付防水2口E 付+ET	0.4m		
12	電話 設備	<p>① 電話の引込回線数は1.5回線/戸とし、1住戸の電話用アウトレットは1箇所とし、床上0.4mの位置に取付る。</p> <p>② 緊急通報装置外部回線用に、MB～住宅情報盤ボックス付近に空管を設ける。</p> <p>③ エレベーター監視、外部通報回線ルートとして、エレベーターシャフトからMDFまで配管等を用意する。</p> <p>④ 電話線用配管と光インターネット配線を共用する場合はPF-S-22mmとする。</p>			
13	テレビ 受信 設備	<p>① 受信アンテナは、地上デジタル放送用を実装とし、衛星放送受信アンテナは入居者が個別に設置可能できる構造とする。 なお衛星放送受信アンテナの設置については、個別協議とする。 放送エリア内の良好な受信が可能な電波を受信する。</p> <p>② 幹線岐分配、住戸内分配方式を基本とし、共聴用機器はUHF、BS、CSの各周波数帯に対応したものとする。</p> <p>③ 中高層共同住宅については、一住棟一基設置を基本とし、設置環境、建築意匠等を考慮した設置方法とする。</p> <p>④ 低層長屋住宅・一戸建住宅については、個別受信を基本とするが、受信環境により他の受信方法についても検討を行い決定する。</p> <p>⑤ 周辺近隣に電波障害発生が予想される場合は、予備配管およびアンテナ取付スペースを検討する。</p> <p>⑥ テレビ端子・直列ユニットの取付高さは0.4mを標準とする。</p>			

	項目	標準仕様
		⑦ CATV 対応については個別協議とする。
14	インターネット対応	① インターネット回線導入の場合は、接続方式その他必要な項目について個別協議とする。 ② 各住戸までの専用回線に対応できるよう空配管を設置する。
15	住宅情報盤	① 外部インターホン（カメラ付き）を設置し、取付高さは1.4mを標準とする。 ② 中高層共同住宅には、自動火災報知機能を有する住宅情報盤を設ける。 ③ 低層長屋住宅、一戸建住宅には、住宅情報盤又はインターホン設備（食事室と玄関外部で通話可能なもの）を設ける。 ④ 住宅情報盤は、自動火災報知（遠隔試験機能付）機能のほか、インターホン機能、緊急通報機能、その他必要な機能を有したものとす。 ⑤ インターホン設備は、火災時及び緊急通報設備実装時に外部インターホンに警報が発せられる仕様とする
16	自動火災報知設備	① 消防法及び関係条例に基づき、中高層共同住宅には住戸用又は共同住宅用自動火災報知設備・非常警報設備を必要に応じ設ける。 ② 低層長屋住宅等、一戸建住宅には、住宅用火災警報器又は自動火災報知設備を必要に応じ設ける。 ③ 共用部又は外部より各住戸内機器が試験可能な様、遠隔試験機能付きとする。 ④ 昇降路頂部に設ける煙感知器は、昇降路外部より点検可能なような引出装置を設け、引出した場合にエレベーターが停止するインターロックを設け、引出装置の扉は施錠可能な点検扉（鋼板1.5mm以上）とする。
17	緊急通報設備	① 各住戸には、浴室、便所及び寝室に非常呼出スイッチを設置可能とする。 ② 車椅子利用者向け住戸及び高齢者向け住戸には配線及び非常呼出しボタン（居室、浴室及び便所）を実装し、一般住戸は空配管及びプレート止めとし将来対応可能とする。 ③ スイッチ高さは、便所：+0.6m、浴室：浴槽高さ+0.1m、和洋室+0.4m、洗面所+1.1mを標準とする。

3. 6 機械設備

復興公営住宅等を新築する場合の設計にあたり機械設備における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表6のとおりとする。

別表6（機械設備における標準仕様及び根拠法令の概要）

項目	標準仕様												
1 給水人員	<p>① 下記の表を参考とする。 この表にない住戸タイプの場合は、全体計画の中で想定されている住戸人員を採用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住戸タイプ</th> <th>給水人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1DK</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2DK、2LDK</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>3DK、3LDK</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>4DK、4LDK</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 1日平均使用水量は、300L/日・人とする。 ③ 1日平均使用時間は、10時間/日とする。 ※ 水道事業者との協議による</p>	住戸タイプ	給水人員	1DK	2	2DK、2LDK	3.5	3DK、3LDK	4.5	4DK、4LDK	5		
住戸タイプ	給水人員												
1DK	2												
2DK、2LDK	3.5												
3DK、3LDK	4.5												
4DK、4LDK	5												
2 給水方式	<p>① 下記の表を参考とし、詳細は協議並びに設備費、維持管理費等を考慮し決定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水方式</th> <th>低層長屋住宅等・一戸建住宅</th> <th>中高層共同住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直結直圧給水方式</td> <td>水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合</td> <td>水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合</td> </tr> <tr> <td>増圧直結給水方式</td> <td>-</td> <td>水道本管に十分な圧力・配水能力があり、水道事業者が認めた場合</td> </tr> <tr> <td>加圧給水方式</td> <td>-</td> <td>直圧・増圧直結給水方式がとれない場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 建物出入口の靴洗い場・ゴミ集積場・集会所・受水槽等の給水設備は、原則として直結給水方式とし、管理区分に応じ水道契約数が出来るだけ少なくなるよう考慮する。 ※ 水道事業者との協議による</p>	給水方式	低層長屋住宅等・一戸建住宅	中高層共同住宅	直結直圧給水方式	水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合	水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合	増圧直結給水方式	-	水道本管に十分な圧力・配水能力があり、水道事業者が認めた場合	加圧給水方式	-	直圧・増圧直結給水方式がとれない場合
給水方式	低層長屋住宅等・一戸建住宅	中高層共同住宅											
直結直圧給水方式	水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合	水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合											
増圧直結給水方式	-	水道本管に十分な圧力・配水能力があり、水道事業者が認めた場合											
加圧給水方式	-	直圧・増圧直結給水方式がとれない場合											
3 給水量算出	<p>① 給水量及びポンプの揚水量は、以下の算定式により決定する。 ※ 水道事業者との協議による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Q_{hm} (時間最大給水量(L/日)) = $K1$ (時間最大使用係数) ・ Q_h (時間平均給水量(L/日)) ※ $K1=1.5\sim 2$、通常は2とする。 ・ Q_P (瞬時最大給水量(L/min)) = $1/60$ ・ $K2$ (瞬時最大使用係数) ・ Q_{hm} (時間最大給水量(L/日)) ※ $K2=1.5\sim 2$、通常は1.5とする。 												
4 配管計画 (給水)	<p>① 給水配管の材料選定に当たっては、下表を参考とし、水道事業者との協議をもって決定する。</p> <p>給水管の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>管種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">屋外配管</td> <td>水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・HIVP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用ポリエチレン二層管 (PP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道配水用ポリエチレン管 (PE)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		管種	備考	屋外配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・HIVP)		水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP)		水道用ポリエチレン二層管 (PP)		水道配水用ポリエチレン管 (PE)	
	管種	備考											
屋外配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・HIVP)												
	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP)												
	水道用ポリエチレン二層管 (PP)												
	水道配水用ポリエチレン管 (PE)												

	水道用ダクタイル鋳鉄管	
	水道用ステンレス鋼管 (SUS316)	
	水道用ポリエチレン紛体ライニング鋼管 (SGP-PD)	
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VD)	
屋内配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・HIVP)	
	水道用ポリエチレン紛体ライニング鋼管 (SGP-PB、PD)	
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VB、VD)	
	水道用ステンレス鋼管	
	架橋ポリエチレン管	(住戸内部) さや管ヘッダー方式 採用時
	水道用架橋ポリエチレン管	
	ポリブデン管	
	水道用ポリブデン管	

給水立管口径

戸/系統	立管口径(mm)
28~15	65
14~6	50
5~	40

住戸内配管口径

		給水管径(mm)	さや管径(mm)
メーター~給湯器		20	36
メーター~ヘッダー		20	36
給水箇所	台所流し	13	22
	洗面器	13	22
	シャワー	13	22
	便所	13	22
	洗濯機	13	22

給水圧力

給水設備からの騒音や振動対策のため、給水圧力は下記の表を参考に設定する。

場所	圧力(MPa)
住戸より離れた場所	0.4~0.5
共用立て管	0.3~0.4
住戸内(メーター手前)	0.2

器具負荷単位

(参考) 給水器具に対する必要最低圧力

項目	圧力(MPa)
一般水栓	0.03
シャワー	0.07
給湯器	0.08

		<p>下記を参考とし、給水設備の検討を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>器具設置場所</th> <th>器具名</th> <th>器具給水負荷単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>便所</td> <td>洋風便器（洗浄タンク）</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>混合栓付シャワー</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>台所</td> <td>給水栓及び混合水栓</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>洗面所</td> <td>給水栓及び混合水栓</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>洗濯機置場</td> <td>給水栓及び混合水栓</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	器具設置場所	器具名	器具給水負荷単位	便所	洋風便器（洗浄タンク）	3	浴室	混合栓付シャワー	2	台所	給水栓及び混合水栓	3	洗面所	給水栓及び混合水栓	1	洗濯機置場	給水栓及び混合水栓	1
器具設置場所	器具名	器具給水負荷単位																		
便所	洋風便器（洗浄タンク）	3																		
浴室	混合栓付シャワー	2																		
台所	給水栓及び混合水栓	3																		
洗面所	給水栓及び混合水栓	1																		
洗濯機置場	給水栓及び混合水栓	1																		
5	受水槽	<p>① 圧送方式、配管材料等について、水道事業者との協議により決定する。 ・水道事業者の指定が無い場合の参考仕様 構造：屋外 - ステンレス製（ポンプ室併設一体型）、二層式 屋内 - FRP パネル型単板製、二層式 設計用水平震度：1.0G（地震の被害が大きい場合は、1.5G とすることができる） 有効容量：1日最大給水量の40～60%の範囲内で、経済的なものとする</p> <p>② 災害時給水の利用のための緊急遮断弁の設置に関しては協議とする。</p>																		
6	計量法	<p>① 各戸ごとに量水器を設け、個別検針を基本とする。ただし、水道事業者と協議により集中検針とした場合は、計量器、集中検針盤その他の検針システムの整備方法等について、十分協議を行うこと。</p> <p>② 共用部分については、計量器の数が最小となるよう配水計画を行う。</p> <p>③ 雨水利用等を行う場合は、排水量計量の要否、方式等を下水道事業者と協議のこと。</p>																		
7	凍結防止	<p>① 以下の凍結防止対策の採用に当たっては、維持管理方法、費用等について検討を行い、低廉かつ合理的な方法を協議、選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水栓類を寒冷地仕様 ・ 給水管、給湯管、追焚管の露出部分（立上り管を含む）を保温施工 ・ MB 内に水抜き栓及び凍結防止ヒーターを設置 ・ 給湯器を凍結防止機能付及び凍結防止ヒーター付 ・ 屋外給水管を埋設深度以上の埋設を標準 ・ さや管ヘッダー等をポリエチレンフォーム保温ワンタッチ接合型保温施工 																		
8	排水計画	<p>① 屋内排水系統は、衛生上の支障がない場合、汚水・雑排水は原則として合流式とする。ただし、汚水は住戸内横引き管及び立管では別系統とし、第1 桝で合流とする。</p> <p>② 1 階及び2 階の排水系統は第1 桝まで別系統とする。</p> <p>③ 屋内の排水管には、封水の引込、跳ね出し等が無いように、通気管を設ける。</p> <p>④ 中高層共同住宅においては、伸頂通気方式を基本とし、通気立管を独立させる。なお、通気は原則として屋上開放とするが、排水通気弁も可とする。</p> <p>⑤ 排水桝は、小口径インバート桝（塩ビ製）を基本とする。また、耐荷重が必要な箇所は、鋳鉄製の蓋及び枠を採用する。</p> <p>⑥ 集会所においては、汚水・雑排水横引き管からそれぞれ通気管を取り出し、ピット内若しくは床下内で合流させ、PS等を通し立ち上げ、大気解放する。</p> <p>⑦ 給湯器（潜熱回収型）のドレンの放流先は、下水道事業者の協議・指示による。</p> <p>・ 配管種別と使用区分 本表を基本とし、詳細は協議の上決定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用場所</th> <th>管種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">汚</td> <td rowspan="2">屋外埋設管</td> <td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管（RS-VU）</td> <td>100 以上</td> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管（VU）</td> <td>100 未満</td> </tr> </tbody> </table>	使用場所		管種	備考	汚	屋外埋設管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管（RS-VU）	100 以上	硬質ポリ塩化ビニル管（VU）	100 未満								
使用場所		管種	備考																	
汚	屋外埋設管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管（RS-VU）	100 以上																	
		硬質ポリ塩化ビニル管（VU）	100 未満																	

			<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">横走り管(屋外露出、ピット内等)</td> <td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管 (RF-VP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> <td rowspan="2">区画の前後 1m に使用可</td> </tr> <tr> <td>耐火二層管 (国土交通大臣認定品)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">立管</td> <td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管 (RF-VP)</td> <td rowspan="5">通気管・ドレン立管共</td> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)</td> </tr> <tr> <td>排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> </tr> <tr> <td>耐火二層管 (国土交通大臣認定品)</td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼管 (白管)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">住戸内</td> <td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管 (RF-VP)</td> <td rowspan="4">台所流し下</td> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)</td> </tr> <tr> <td>排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> </tr> <tr> <td>耐火二層管 (国土交通大臣認定品)</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>硬質ポリ塩化ビニル管 (薄肉管) (VU)</td> <td></td> </tr> </table>	横走り管(屋外露出、ピット内等)	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管 (RF-VP)		硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)		排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	区画の前後 1m に使用可	耐火二層管 (国土交通大臣認定品)	立管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管 (RF-VP)	通気管・ドレン立管共	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	耐火二層管 (国土交通大臣認定品)	配管用炭素鋼管 (白管)	住戸内	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管 (RF-VP)	台所流し下	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	耐火二層管 (国土交通大臣認定品)	雨水	硬質ポリ塩化ビニル管 (薄肉管) (VU)		
横走り管(屋外露出、ピット内等)	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管 (RF-VP)																											
	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)																											
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	区画の前後 1m に使用可																										
	耐火二層管 (国土交通大臣認定品)																											
立管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管 (RF-VP)	通気管・ドレン立管共																										
	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)																											
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																											
	耐火二層管 (国土交通大臣認定品)																											
	配管用炭素鋼管 (白管)																											
住戸内	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管 (RF-VP)	台所流し下																										
	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)																											
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																											
	耐火二層管 (国土交通大臣認定品)																											
雨水	硬質ポリ塩化ビニル管 (薄肉管) (VU)																											
9	配水負荷単位	<p>① 本表を参考とし、排水設備の検討を行うこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>器具設置場所</th> <th>器具名</th> <th>排水負荷単位</th> <th>付属トラップ口径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浴室</td> <td>サーモミキシング式シャワー付混合水栓</td> <td>4</td> <td>50A</td> </tr> <tr> <td>台所</td> <td>シングルレバー式温水混合水栓</td> <td>4</td> <td>40A</td> </tr> <tr> <td>台洗面所</td> <td>シングルレバー式湯水混合水栓</td> <td>1</td> <td>32A</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>洋風便器(節水型)</td> <td>4</td> <td>75A</td> </tr> <tr> <td>洗濯機置場</td> <td>緊急止水弁付給水栓</td> <td>4</td> <td>50A</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各所適切に掃除口を設けること。</p>	器具設置場所	器具名	排水負荷単位	付属トラップ口径	浴室	サーモミキシング式シャワー付混合水栓	4	50A	台所	シングルレバー式温水混合水栓	4	40A	台洗面所	シングルレバー式湯水混合水栓	1	32A	便所	洋風便器(節水型)	4	75A	洗濯機置場	緊急止水弁付給水栓	4	50A		
器具設置場所	器具名	排水負荷単位	付属トラップ口径																									
浴室	サーモミキシング式シャワー付混合水栓	4	50A																									
台所	シングルレバー式温水混合水栓	4	40A																									
台洗面所	シングルレバー式湯水混合水栓	1	32A																									
便所	洋風便器(節水型)	4	75A																									
洗濯機置場	緊急止水弁付給水栓	4	50A																									
10	衛生器具	<p>① 住宅に設置する衛生器具類は、下表を標準とし、協議にて決定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取付場所</th> <th colspan="2">器具名称</th> </tr> <tr> <th>低層長屋住宅等・一戸建住宅</th> <th>中高層共同住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">便所</td> <td>節水型手洗付ロータンク密結型洋風大便器 (原則、節水 I 型)</td> <td>節水型手洗付ロータンク密結型洋風大便器 (原則、節水 I 型)</td> </tr> <tr> <td>床下排水</td> <td>床下排水</td> </tr> <tr> <td>防露付</td> <td>防露付</td> </tr> <tr> <td>温水洗浄便座 (便座のみ交換できるよう、便器一体型とはしない、ふた (ソフト開閉) 付き)</td> <td>温水洗浄便座 (便座のみ交換できるよう、便器一体型とはしない、ふた (ソフト開閉) 付き)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">洗面所</td> <td>洗面化粧台 (600 型を基本)</td> <td>洗面化粧台 (600 型を基本)</td> </tr> <tr> <td>化粧キャビネット (鏡、上部収納)</td> <td>化粧キャビネット (鏡、上部収納)</td> </tr> <tr> <td>シングルレバー式温水混合栓 (節湯 C1)</td> <td>シングルレバー式温水混合栓 (節湯 C1)</td> </tr> <tr> <td>止水栓・Sトラップ</td> <td>止水栓・Sトラップ</td> </tr> <tr> <td>洗濯機置場</td> <td>緊急止水弁付水栓</td> <td>緊急止水弁付水栓</td> </tr> </tbody> </table>	取付場所	器具名称		低層長屋住宅等・一戸建住宅	中高層共同住宅	便所	節水型手洗付ロータンク密結型洋風大便器 (原則、節水 I 型)	節水型手洗付ロータンク密結型洋風大便器 (原則、節水 I 型)	床下排水	床下排水	防露付	防露付	温水洗浄便座 (便座のみ交換できるよう、便器一体型とはしない、ふた (ソフト開閉) 付き)	温水洗浄便座 (便座のみ交換できるよう、便器一体型とはしない、ふた (ソフト開閉) 付き)	洗面所	洗面化粧台 (600 型を基本)	洗面化粧台 (600 型を基本)	化粧キャビネット (鏡、上部収納)	化粧キャビネット (鏡、上部収納)	シングルレバー式温水混合栓 (節湯 C1)	シングルレバー式温水混合栓 (節湯 C1)	止水栓・Sトラップ	止水栓・Sトラップ	洗濯機置場	緊急止水弁付水栓	緊急止水弁付水栓
取付場所	器具名称																											
	低層長屋住宅等・一戸建住宅	中高層共同住宅																										
便所	節水型手洗付ロータンク密結型洋風大便器 (原則、節水 I 型)	節水型手洗付ロータンク密結型洋風大便器 (原則、節水 I 型)																										
	床下排水	床下排水																										
	防露付	防露付																										
	温水洗浄便座 (便座のみ交換できるよう、便器一体型とはしない、ふた (ソフト開閉) 付き)	温水洗浄便座 (便座のみ交換できるよう、便器一体型とはしない、ふた (ソフト開閉) 付き)																										
洗面所	洗面化粧台 (600 型を基本)	洗面化粧台 (600 型を基本)																										
	化粧キャビネット (鏡、上部収納)	化粧キャビネット (鏡、上部収納)																										
	シングルレバー式温水混合栓 (節湯 C1)	シングルレバー式温水混合栓 (節湯 C1)																										
	止水栓・Sトラップ	止水栓・Sトラップ																										
洗濯機置場	緊急止水弁付水栓	緊急止水弁付水栓																										

			(全自動洗濯機対応型)	(全自動洗濯機対応型)	
		浴室	サーモキシング式シャワー付 温水混合水栓 (節湯 B1)	サーモキシング式シャワー付 温水混合水栓 (節湯 B1)	
		台所	シングルレバー式温水混合水栓 (節湯 C1・水撃緩衝機能付)	シングルレバー式温水混合水栓 (節湯 C1・水撃緩衝機能付)	
		MB	量水器ユニット (量水器ボックス内に設置)	量水器(集中検針) 量水器ユニット(直読)	
		屋外	散水用水栓	散水用水栓	
		ガス設備	給湯器 (20号強制追炊装置付・潜熱回収型)	給湯器 (20号強制追炊装置付・潜熱回収型)	
			屋外設置	PS (MB) 設置	
			オートタイプ	オートタイプ	
			浴室・台所・洗面所の3点給湯	浴室・台所・洗面所の3点給湯	
			給湯器リモコン2台 (正:浴室 副:台所)	給湯器リモコン2台 (正:浴室 副:台所)	
			ガス栓 1栓 (コンロ用)	ガス栓 1栓 (コンロ用)	
		※ 給湯器の仕様については、基本・実施設計において再度検討を行うこと。 ※ コージェネ等設置により給湯が行われる場合は、別途協議にて各機器の設置要否、仕様決定のこと。			
11	換気設備	① 24時間換気は、原則として第三種換気とし、専用の換気扇は設けず他に設置する局所換気設備の換気扇を常時 (24時間) 換気との2段階切替え機能付とする。 ② 24時間換気用の給気口は、各居室・サンルームに必要な箇所設ける。車椅子使用者向け住戸の給気口に設ける風量調整のつまみ等は、車椅子使用者に配慮した配置とする。 ③ 台所は、ブース型レンジフードによる第三種換気とし、同時給排気型を採用することも可とする。 ④ 台所給気口は、レンジフードと連動する常閉型電動給気ダンパーを設ける。なお、低層長屋住宅等・一戸建住宅については、差圧式給気ユニットの採用することも可とする。 ⑤ 中高層共同住宅については、台所及び便所は単独、浴室及び脱衣室は浴室に2室用換気扇を設置し、脱衣室を副吸入口とした単独換気を基本とする。 ⑥ 低層長屋住宅等・一戸建住宅については、中高層共同住宅の換気方法を基本とするほか、居室単独換気も必要に応じ検討する。 ⑦ ダクトの保温は、金属製ダクトについては外壁から2mをロックウール又はグラスウール保温材 (厚さ25mm) を用いて行い、硬質塩化ビニル製ダクトについては外壁より1mをロックウール又はグラスウール保温材 (厚さ25mm) を用いて行う。 ⑧ 台所に用いる排気ダクトの断熱被覆は、ロックウール保温材 (厚さ50mm) 又は消防防災設備等の性能評定認定品を用いて行う。 ⑨ ベンドキャップ、パイプフードは建築計画に整合したものとし、原則としてSUS製とする。 ⑩ サンルームについては湿気対策のための換気扇 (パイプファン) 設置を、基本・実施設計において検討・協議する。 ・ 厨房排気設備の必要性能			
			換気風量 (m ³ /h)	静圧 (Pa)	騒音 (dB)
		強	330以上	70	47以下

		<table border="1"> <tr> <td>中</td> <td>200 以上</td> <td>40</td> <td>38 以下</td> </tr> <tr> <td>弱</td> <td>100 以上</td> <td>20</td> <td>38 以下</td> </tr> </table> <p>・ 各室換気回数</p> <table border="1"> <tr> <th>室名</th> <th>浴室</th> <th>便所</th> <th>洗濯機置場・洗面所</th> </tr> <tr> <td>換気回数</td> <td>5 回/h</td> <td>10 回/h</td> <td>5 回/h</td> </tr> </table> <p>・ 換気ダクト</p> <table border="1"> <tr> <th>台所</th> <th>浴室・便所・洗面所</th> </tr> <tr> <td>給排気：鉄板スパイラルダクト</td> <td>鉄板スパイラルダクト RF-VP、換気用耐火二層管（RF-VP）、断熱フレキダクト 浴室系統で鉄板スパイラルダクト使用した場合は塩ビコーティング仕様とする</td> </tr> <tr> <td>給気：ロックウール又はGW巻 排気：ロックウール又は消防認定品巻</td> <td></td> </tr> </table>	中	200 以上	40	38 以下	弱	100 以上	20	38 以下	室名	浴室	便所	洗濯機置場・洗面所	換気回数	5 回/h	10 回/h	5 回/h	台所	浴室・便所・洗面所	給排気：鉄板スパイラルダクト	鉄板スパイラルダクト RF-VP、換気用耐火二層管（RF-VP）、断熱フレキダクト 浴室系統で鉄板スパイラルダクト使用した場合は塩ビコーティング仕様とする	給気：ロックウール又はGW巻 排気：ロックウール又は消防認定品巻	
中	200 以上	40	38 以下																					
弱	100 以上	20	38 以下																					
室名	浴室	便所	洗濯機置場・洗面所																					
換気回数	5 回/h	10 回/h	5 回/h																					
台所	浴室・便所・洗面所																							
給排気：鉄板スパイラルダクト	鉄板スパイラルダクト RF-VP、換気用耐火二層管（RF-VP）、断熱フレキダクト 浴室系統で鉄板スパイラルダクト使用した場合は塩ビコーティング仕様とする																							
給気：ロックウール又はGW巻 排気：ロックウール又は消防認定品巻																								
12	エレベーター	<p>① 原則として下記の仕様とし、個別協議により決定する。</p> <p>・ 基本仕様</p> <p>ロープ式マシンルームレス型 福祉型 9人乗り トランク付き インバータ制御運転方式相当、福祉対応（車椅子仕様、キックプレート、視覚障害者、音声案内装置、聴覚障害者対応仕様）、壁・床保護マット、防犯窓（各階）、鏡（かご正面）、地震管制運転、火災管制運転、停電時自動着床装置、戸開走行保護装置、かご内防犯カメラ、記録装置、遠隔監視装置（エレベータ保守会社との契約による）、ピット冠水センサー、各階停止運転切替タイマー（24 時間）、かご床面積 1.59m²、奥行き 1.52m(内のり)程度、かご出入口の幅は内のり 80cm 以上、乗場とかごのすき間はキャスター等が落ちないように、極力狭くする（10mm程度）</p>																						
13	合併浄化槽	<p>① 処理対象人員の算定、特定行政庁などの関係先との打ち合わせにより、性能の決定、設置条件等の整理を行い、詳細な仕様を定める。</p> <p>処理対象人員は下表より算定する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築用途</th> <th colspan="3">処理対象人員</th> </tr> <tr> <th colspan="2">算定式</th> <th>算定単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一戸建住宅 (1戸あたり)</td> <td>$A \leq 130$</td> <td>$n=5$</td> <td rowspan="2">n：人員 A：延べ面積(m²) ただし、2世帯住宅の場合は10とする</td> </tr> <tr> <td>$130 > A$</td> <td>$n=7$</td> </tr> <tr> <td>低層長屋 住宅等 中高層共同 住宅</td> <td>$n=0.05A$</td> <td></td> <td>n：人員 ただし、1戸あたりの n が 3.5 以下の場合 は、1戸あたりの n を 3.5 人又は 2人(1戸 が 1居室だけで構成されている場合に限 る)とし、1戸あたりの n が 6人以上の場合 は1戸あたりの n を 6人とする。 A：延べ面積(m²)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 処理対象人員が 200 人以下の場合はユニット型浄化槽とし、201 人以上の場合は現場 施工型を基本とするが、経済性を判断して決定する。</p>	建築用途	処理対象人員			算定式		算定単位	一戸建住宅 (1戸あたり)	$A \leq 130$	$n=5$	n ：人員 A ：延べ面積(m ²) ただし、2世帯住宅の場合は10とする	$130 > A$	$n=7$	低層長屋 住宅等 中高層共同 住宅	$n=0.05A$		n ：人員 ただし、1戸あたりの n が 3.5 以下の場合 は、1戸あたりの n を 3.5 人又は 2人(1戸 が 1居室だけで構成されている場合に限 る)とし、1戸あたりの n が 6人以上の場合 は1戸あたりの n を 6人とする。 A ：延べ面積(m ²)					
建築用途	処理対象人員																							
	算定式		算定単位																					
一戸建住宅 (1戸あたり)	$A \leq 130$	$n=5$	n ：人員 A ：延べ面積(m ²) ただし、2世帯住宅の場合は10とする																					
	$130 > A$	$n=7$																						
低層長屋 住宅等 中高層共同 住宅	$n=0.05A$		n ：人員 ただし、1戸あたりの n が 3.5 以下の場合 は、1戸あたりの n を 3.5 人又は 2人(1戸 が 1居室だけで構成されている場合に限 る)とし、1戸あたりの n が 6人以上の場合 は1戸あたりの n を 6人とする。 A ：延べ面積(m ²)																					

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理槽は地下式を標準とし、ブローアは地上設置とする。 ・ 保守管理のための水栓柱及び格子柵を設置する。 ・ 本方針又は公共住宅建設工事共通仕様書に定めない機材等の仕様は、メーカーの標準仕様とする。 																														
14	その他	<p>① 消火設備は消防法に準拠し設置する。なお、消火器（ABC10型・格納箱共）は本工事とし、機械設備に含む。</p> <p>② ガス設備については、下記による。 配管材は、下表を標準とする。ただし、ガス事業者の規定があり、これにより難しい場合は、ガス供給事業者と協議のうえ決定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用場所</th> <th>管種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外埋設</td> <td>ガス用ポリエチレン管（PE）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ピット内、PS内</td> <td>ポリエチレン被覆鋼管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル被覆鋼管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼鋼管（SGP）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住戸内</td> <td>ガス用ステンレス製フレキシブル管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼鋼管（SGP）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ プロパンガス供給の場合は、集合又は個別（各戸）方式とする。供給方式は、町に確認し、その指導による。また、工事範囲等について確認のこと。 ※70戸以上の場合は、簡易ガス事業による供給とする。 ※70戸未満の場合は、液化石油ガス事業者による供給とする。</p> <p>・ ガスメーターは、ガス事業者による貸与品を基本とし、集合装置は本工事で設置する。</p> <p>③ 給湯設備の配管材は、下表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用場所</th> <th>管種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">給湯器から給湯栓</td> <td>架橋ポリエチレン管</td> <td rowspan="4">(住戸内部) さや管ヘッダー方式採用時</td> </tr> <tr> <td>水道用架橋ポリエチレン管</td> </tr> <tr> <td>ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>水道用ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>追焚き管</td> <td>メーカー標準品</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 完成後の管理方法について町に協議・確認し設計に反映させること。</p>	使用場所	管種	備考	屋外埋設	ガス用ポリエチレン管（PE）		ピット内、PS内	ポリエチレン被覆鋼管		硬質塩化ビニル被覆鋼管		配管用炭素鋼鋼管（SGP）		住戸内	ガス用ステンレス製フレキシブル管		配管用炭素鋼鋼管（SGP）		使用場所	管種	備考	給湯器から給湯栓	架橋ポリエチレン管	(住戸内部) さや管ヘッダー方式採用時	水道用架橋ポリエチレン管	ポリブテン管	水道用ポリブテン管	追焚き管	メーカー標準品	
使用場所	管種	備考																														
屋外埋設	ガス用ポリエチレン管（PE）																															
ピット内、PS内	ポリエチレン被覆鋼管																															
	硬質塩化ビニル被覆鋼管																															
	配管用炭素鋼鋼管（SGP）																															
住戸内	ガス用ステンレス製フレキシブル管																															
	配管用炭素鋼鋼管（SGP）																															
使用場所	管種	備考																														
給湯器から給湯栓	架橋ポリエチレン管	(住戸内部) さや管ヘッダー方式採用時																														
	水道用架橋ポリエチレン管																															
	ポリブテン管																															
	水道用ポリブテン管																															
追焚き管	メーカー標準品																															

(参考資料1 標準的な仕上げ)

建築における標準的な仕上を下表に示す。

ア 外部仕上

部位	仕上
屋根・屋上	以下のいずれか（又は組み合わせ）とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ カラー溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板 t=0.4 mm ・ 粘土瓦（瓦屋根標準設計施工ガイドライン工法による） ・ 塩ビシート（陸屋根） 下ぶき材：アスファルトルーフィング 940
外壁	窯業系サイディング t=14 mm塗装仕上げ

イ 内部仕上

名称	部位	仕上
玄関	床	磁器質 100 角タイル張
	壁	ビニルクロス又は（一部）杉羽目板
	天井	ビニルクロス
	巾木	床仕上げに合わせる
廊下・ホール	床	単層フローリング厚 12 mm以上
	壁	ビニルクロス又は（一部）杉羽目板
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
洗面 脱衣室	床	ビニル床シート（発泡層有）
	壁	ビニルクロス又は（一部）杉羽目板
	天井	ビニルクロス
	巾木	合成樹脂製巾木
便所	床	ビニル床シート（発泡層有）
	壁	ビニルクロス又は（一部）杉羽目板
	天井	ビニルクロス
	巾木	合成樹脂製巾木
台所 食事室	床	単層フローリング厚 12 mm以上
	壁	ビニルクロス、キッチンパネル又は（一部）杉羽目板
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
和室	床	畳敷き
	壁	ビニルクロス又は（一部）杉羽目板
	天井	ビニルクロス
	巾木	畳寄せ
洋室	床	単層フローリング厚 12 mm以上
	壁	ビニルクロス又は（一部）杉羽目板
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
押入	床	合板
	壁	合板

名称	部位	仕上
	天井	合板
	巾木	雑巾摺
サン ルーム	床	単層フローリング厚 12 mm以上
	壁	ビニルクロス
	天井	ビニルクロス
	巾木	合成樹脂製巾木

- ※1 石川県産材を積極的に活用すべく、意匠性・機能性・維持管理等に配慮して効果的な設置室・設置箇所、設置方法を検討のうえ、壁仕上げの一部に杉羽目板（石川県産材、上小節程度）を設置する。また床仕上げへの石川県産材の活用を検討する。
- ※2 車椅子利用者向け住戸の各室・廊下等の壁には、高さ 350mm 程度のキックプレートを設置する。
- ※3 ペット共生住宅の場合は、維持管理が容易な仕上げとする。
壁：界壁等の性能を確保する仕様の上に FL+1, 500mm 程度を厚 12 耐水合板張の上ビニルクロス仕上げ
床：厚 9 構造用合板の上合成樹脂シート床材（木目調）

(参考資料2 工事における住宅設備等の整備範囲)

下表は、穴水町復興公営住宅設計標準に基づき設計、施工を行う工事において、住宅設備の標準整備範囲をまとめたものである。

<表の見方>

- ・工事取付 建設工事において整備する設備類
- ・入居者対応 建設工事では整備せず、入居者にて整備が必要となる設備類

<凡例>

- ・○が記入されている項目を適用する
- ・△については特定条件において適用する
- ・空欄に適用する場合は、十分協議のこと

住宅設備の項目		工事取付	入居者対応	備考
各住棟 玄関ホール	掲示板	○		
	集合郵便受箱	○		
	集合郵便受箱のかぎ		○	
玄関	下駄箱	○		
	新聞受	○		
	玄関網戸		○	
	手すり	○		
廊下	コンセント	○		
収納スペース	洋服かけ	○		
	棚板	○		
浴室	浴槽 (UB)	○		
	手すり (3箇所)	○		
	風呂ふた		○	
	シャワー	○		
	鏡	○		
	洗面器・風呂椅子		○	
	給湯器リモコン	○		
洗面	洗面化粧台	○		600型を基本
	化粧キャビネット	○		鏡、上部収納
	歯ブラシ立て		○	
	タオル掛け	○		
洗濯機置場 ・脱衣場	洗濯機用蛇口	○		
台所	流し台	○		
	コンロ台	○		L=700を基本 IH用コンセント (1箇所) 含む
	吊戸棚	○		
	ガスコンロ		○	
	ガスホース		○	
	水切り棚	○		

住宅設備の項目		工事取付	入居者対応	備考
	給湯器リモコン	○		
便所	タオル掛け	○		
	紙巻器（樹脂製）	○		
	洋風大便器	○		
	温水洗浄便座	○		便座のみ交換できるよう、便器一体型とはしない
	手すり	○		
窓	網戸	○		
	カーテンレール	○		SUS製 ダブル
	カーテン		○	
	房かけ	○		
バルコニー	物干し金物	○		
	物干し竿		○	
	エアコン室外機天吊 インサート	○		天井吊り若しくは床置き
	エアコン室外機吊 金物		○	
サンルーム	物干し金物	○		
	物干し竿		○	
外部物置 (設置する場合)	扉鍵	○		
	内部照明		○	原則として非設置（配線なし）
家具転倒防止	転倒防止金物受材 (付け鴨居等)	○		
	転倒防止金物		○	
照明器具	玄関	○		
	廊下	○		
	便所	○		
	洗面・洗濯室	○		
	浴室	○		
	食事室		○	
	台所		○	
	台所棚下灯	○		
	和室		○	
	洋室		○	
	サンルーム		○	
電話	電話用アウトレット	○		
	電話機		○	
	配線	○		電話コンセントまで
テレビ	テレビ(受像器)		○	
	地上波アンテナ	○		
	衛星放送受信アンテナ	△	○	△は難視聴地域の場合

住宅設備の項目		工事取付	入居者対応	備考
	ナ(BS・CS)			
	CATV	△		△は難視聴地域の場合
	テレビコンセント	○		
	配線	○		
インターネット	機器	○		接続事業者の要求仕様が必 要
	配管	○		
	配線	○		
インターホン (住宅情報盤)	機器	○		
	配管	○		
	配線	○		
エアコン	機器		○	
	配管配線		○	
	配管用開口 (スリーブ)	○		
	取付部の壁下地補強	○		
暖房機器	機器		○	
	配管用開口 (スリーブ)	○		多目的(FF式ヒーター等)用
緊急通報設備	機器	△		△一般住戸では空配管+プ レート止め(将来対応)と し、車椅子利用者向け住 戸・高齢者向け住戸では配 線及び機器を実装する
	配管	○		
	配線	△		
火災報知 ・消火設備	火災報知器	○		△は住棟規模による (数量は必要最小) ※詳細は各消防本部と協議 すること
	消火器	△		
	他消防設備	△		
ガス設備	給湯器	○		追い炊き対応
	ガス漏れ警報器		○	コンセントのみ設置
換気扇	24時間換気	○		風呂・トイレ兼用
	台所換気扇	○		
電気給湯設備 (採用する場合)	貯湯タンク	○		
	給湯機器	○		
コージェネレーショ ン(採用する場合)	電源・熱源供給設備	○		